

(3) 人権教育を通じて育てたい力

- ① 人権教育の目標は、**児童生徒が、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること**（自分の人権と他の人の人権を守るための実践的な行動がとれる力をつけること）です。

人権教育は、児童生徒が実際の場面において、自他の人権を守る行動をとれること、知っているだけでなく、できるようになることを目指しています。このため、参加体験型の学習を積極的に取り入れることが提唱されています。

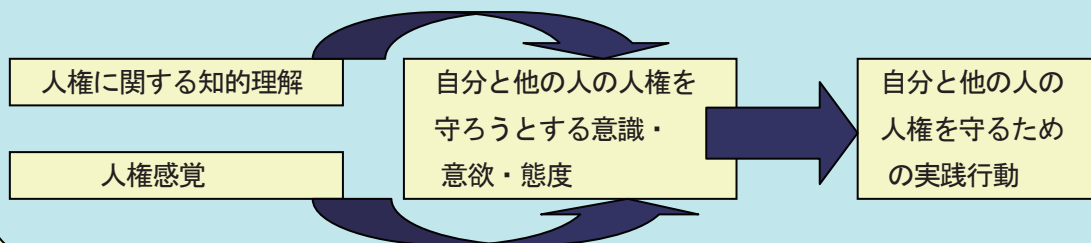
また、人権教育が行われる学校や教室が、人権を尊重している場であることも必要になります。日常の教育活動が人権に配慮されたものでなければ、人権教育の内容は児童生徒の心に届かないからです。そう考えると、授業だけではなく、日常生活の指導や問題行動が起こった時の指導等も人権教育が行われる場であるということになります。人権教育を進めるには、教職員の研修を充実させ、学校全体で取り組んでいくことが重要になります。

- ② そのためには自分と他の人の人権を守ろうとする**意識・意欲・態度**が必要です。

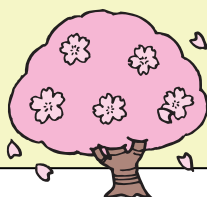
- ③ その意識・意欲・態度は、下の2つを身につけることで培われます。

ア 「人権に関する知的理解」

イ 「人権感覚」（人権が実現されている状態か侵害されている状態かを感知し、前者を望ましいと感じ、後者を許せないと感じる感覚）



【参考】 「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」



- ④ 「人権に関する知的理解」を深め、「人権感覚」を育成するには、人権教育を通じて育てたい力を下のア～ウの3側面に整理して、それぞれを関係付けて考えると、授業計画を立てやすくなります。

ア 知識的側面 = 人権に関する知的理解を深めるために

- ・人権や正義の概念、人権の歴史、人権保障の法令などの知識
 [例えば、社会科や公民科の授業を通じて学ばせることが考えられる]

イ 技能的側面 = 人権感覚の育成のために

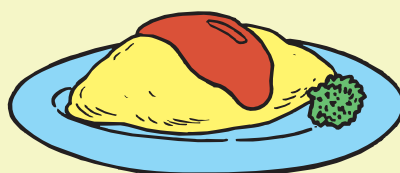
- ・コミュニケーションの技能、対立事案を双方が納得する形で解決する技能、他者の痛みを共感的に受容する想像力
 [例えば、総合的学習の時間でのロールプレイ、車椅子の試乗などの体験学習、生徒総会の運営などを通じて涵養することが考えられる]

ウ 価値的・態度的側面 = 人権感覚の育成のために

- ・自分や他者の価値を感知する感覚、自他の価値を尊重しようとする意志・態度、人権の観点からの自己自身の行為への責任感
 [例えば、児童生徒が仲間とともに達成感を味わえる学校行事、被差別別の当事者の講演会などを通じて涵養することが考えられる]

例えば調理の学習をする時、漠然と調理をさせることはしないでしょう。一般には、調理に必要な力を、食材や調理器具に関する知識、皮の剥き方や火加減の調節といった技術、調理を楽しみ、積極的に取り組もうとする意欲等に整理した上で、この授業で身につけさせたい力は何か、目的を明確にして授業計画を立てるはずです。

人権教育もそれと同じように、育成したい力をここで示した3つの側面に分けて考えると、授業計画が立てやすくなると考えられます。



2. 千葉県人権施策基本指針（平成16年策定）

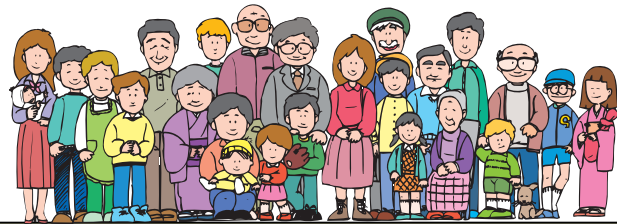
（1）人権施策の基本理念

県民一人ひとりが人間として尊重され、安心していきいきと暮らせる社会の創造

- ① 一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される差別のない社会
- ② 一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障されている社会
- ③ 一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合って共に暮らせる社会

（2）基本的な視点

- ① **自尊感情を尊重する** 誰もが、自分を肯定的に受け止め、誇りと自信を持って生きていける地域社会の創造
- ② **自己決定を尊重する** 誰もが、適切な情報をもとに、自分のことは自分で決定して生きていける地域社会の創造
- ③ **自立精神を尊重する** 誰もが、自立しようとする気持ちを尊重しあって生きていける地域社会の創造
- ④ **共同参画を保障する** 誰もが、対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画できる地域社会の創造
- ⑤ **共生社会を目指す** それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認め合って、共に生きていく地域社会の創造



（3）特定職業従事者と分野別課題

本指針では、人権に深いかかわりを持つ職業に就く者を、**特定職業に従事する者**として、一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深め、それぞれの職務において人権の視点に立ち、誠実かつ公平に職務を遂行することを求めています。**教職員は、その特定職業に従事する者に含まれています。**

また、分野別の課題として、①女性 ②子ども ③高齢者 ④障害のある人 ⑤被差別部落出身者 ⑥外国人 ⑦ハンセン病元患者等 ⑧HIV感染者等 ⑨性同一性障害のある人 ⑩同性愛者 ⑪ホームレス ⑫中国残留孤児 ⑬犯罪被害者とその家族 ⑭被拘禁者 ⑮刑を終えて出所した人 ⑯様々な人権問題 の16項目を取り上げています。